

消防計画の作成基準

消防計画は、防火対象物又は事業所の規模や用途、収容人員などにより、「大規模用」・「中規模用」・「小規模用」に分類され、該当の消防計画を作成します。

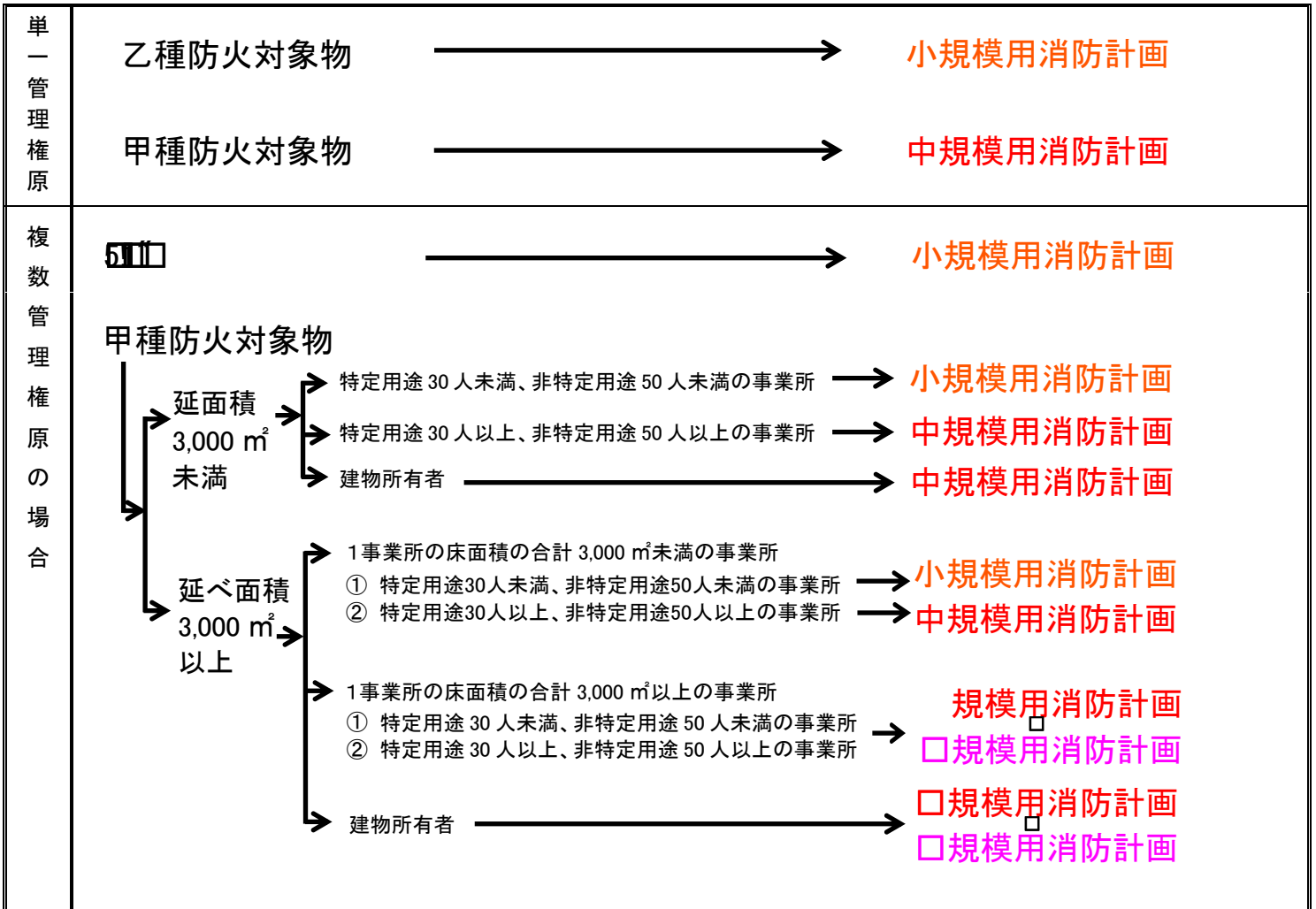
なお、共同住宅の消防計画は、高齢者が入居するシルバーマンションなど一部の施設を除き「共同住宅用消防計画」を作成して下さい。

防火対象物と防火管理者の選任資格

区分	甲種防火対象物				乙種防火対象物	
選任資格	甲種防火管理者				甲種又は乙種防火管理者	
用途	特定用途 [(6)項口を含むものに 限る。]	特定用途 [(6)項口を含むものを 除く。]	非特定用途	新築の工事中の建築物	特定用途 [(6)項口を含む ものを除く。]	非特定用途
建物全体の 延べ面積等		300㎡以上	500㎡以上	地階を除く階数が11以上かつ 10,000㎡以上 50,000㎡以上 など	300㎡未満	500㎡未満
建物全体の 収容人員	10人以上	30人以上	50人以上		30人以上	50人以上

5000㎡
5000㎡
5000㎡

5000



5000

の消防計画作成要領

に作成して